

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	低所得世帯こども加算金支給事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、低所得世帯こども加算金支給事業における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	低所得世帯こども加算金支給事業
②事務の概要	「低所得世帯こども加算金」の支給にあたり、マイナンバー制度に基づく情報連携により市外転入者等本市において住民税の課税権を有しない者の課税情報を把握し支給要件の該当性を判定するほか、本市において口座情報を有しない者の公金受取口座に関する情報を取得し迅速な支給を行うもの。
③システムの名称	物価高騰重点支援給付金等申請処理及び給付管理システム、 中間サーバーコネクタ、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

低所得世帯こども加算金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、同法別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第11条 (情報提供の根拠) ・情報提供は行わない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市福祉保険部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市福祉保険部生活支援課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号 0166-25-9175
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------	--

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	事務取扱者がマイナンバーに関する研修を受講済であり、かつ人為的リスクが発生する操作に関してはマニュアル等に則って実施しているため。
-------	---

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者がマイナンバーに関する研修を受講済であり、かつ人為的リスクが発生する操作に関してはマニュアル等に則って実施しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第9条第1項別表第1の101の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、同法別表の135の項	事前	改正法の施行による変更
令和7年12月1日	I 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	事前	改正法の施行による変更
令和7年12月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	全庁的に表現を統一
令和7年12月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市福祉保険部生活支援課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地 電話番号 0166-25-9175	旭川市福祉保険部生活支援課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 電話番号 0166-25-9175	事後	全庁的に表現を統一
令和7年12月1日	II 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月26日	令和7年8月1日	事前	
令和7年12月1日	II 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月26日	令和7年8月1日	事前	
令和7年12月1日	IV 8 人手を介在される作業	(なし)	[十分である] 事務取扱者がマイナンバーに関する研修を受講済みであり、かつ人為的リスクが発生する操作に関してはマニュアル等に則って実施しているため。	事前	様式変更に伴う新規追加
令和7年12月1日	IV 11 最も優先度が高いとされる対策	(なし)	[9]従業者に対する教育・啓発] [十分である] 事務取扱者がマイナンバーに関する研修を受講済みであり、かつ人為的リスクが発生する操作に関してはマニュアル等に則って実施しているため。	事前	様式変更に伴う新規追加
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正